正五位に叙する（各通）
永田　眞晟　藤本　克美
池田　裕實　稲垣　精一　小林　詔
従五位に叙する（各通）
河崎　榮一　木下　良美　久保　太郎
竹野下要喜　冨永　茂穂
正六位に叙する（各通）
岡　岩繁　加藤　順治　亀岡　佳人
高尾　美徳　瀧上　登　檀浦　栄造
中村　陽行　宮坂　卿雄　森田　治
従六位に叙する（各通）
飯田　公　小宮山芳夫　桃原　惠勇
中田　圭佑　町永　孝生　森田　信一
正七位に叙する（各通）
（准陸尉）
豊田　忠一
従七位に叙する（各通）（以上十月二十九日）
溝江　修司
麻生　太一　小原　照雄　細見美太郎
従五位に叙する（各通）
竹野　二郎
正六位に叙する
服部　均　細川　俊宏　森澤　昭
従六位に叙する（各通）（以上十月三十日）
田尾　桃二
正三位に叙する
田坂　就一　保永　勝榮　山本　寛
従五位に叙する（各通）
毛利　一雄
正六位に叙する
黒柳　榮次　近藤　人志
中嶋　壽彦　長谷川　清　高岡　良夫
渡邉　忠男　山崎　秀夫
従六位に叙する（各通）
青木　福次　太田　輝
（法務事務官）
山根　幹生
正七位に叙する（各通）（以上十月三十一日）
正七位
二馬　克己
正五位に叙する
清水　貴夫
従六位に叙する
（京都市消防司令）
田中　靖記
正七位に叙する（以上十一月一日）
赤峯　正廣
正七位に叙する
山下　政徳
従七位に叙する（以上十一月二日）

○叙勲

旭日単光章を授ける（十月二十六日）
谷　義雄
旭日単光章を授ける（各通）（以上十月二十八日）
辻　正之助　辻田　昇
旭日双光章を授ける（各通）
井口　一男　大川　時男　黒田　茂男
（水戸市議会議員）
小室　正己
旭日単光章を授ける（各通）（以上十月二十七日）
佐藤　春陽
旭日双光章を授ける
中谷　弘原　同
旭日単光章を授ける（各通）（以上十月二十八日）
稲垣　精一
旭日小綬章を授ける
木下　良美　高橋　諄　中村　陽行
旭日双光章を授ける（各通）
笹島　彦治　宮田　卓三
旭日単光章を授ける（各通）（以上十月二十九日）
戸田　俊彦
（滋賀大学名誉教授）
瑞宝中綬章を授ける
（千葉大学名誉教授）
葉山　滉
瑞宝小綬章を授ける
飯塚　悦雄　岩見　利文
近藤　博之　坂井　教利
塩越　光春　田島　義則
沼倉　瑞夫　平田　次彦
瑞宝双光章を授ける（各通）
川口　春一
瑞宝単光章を授ける（以上十月二十六日）
（鹿児島大学名誉教授）
宮里　滿
瑞宝小綬章を授ける
遠藤　精治　木建　敬浩
増本　正治　水石　喜也
瑞宝双光章を授ける（各通）
加藤　榮也　谷合　辰男
細江　正平　水口　憲一
瑞宝単光章を授ける（各通）（以上十月二十七日）
（副検事）
寺田　純司
瑞宝小綬章を授ける（各通）
磯野　次郎　伊藤　文雄
柴田　雅実　立畑　憲作
二宮　久知　山中　福翁
瑞宝双光章を授ける（各通）
城塚　幸雄
小林　俊一
椎名東太郎
戸島　大吉
戸來　論
土屋　次郎
宮原　悦郎
中川　寛二
小川　義榮
徳永　八郎
瑞宝単光章を授ける（各通）（以上十月三十一日）
二馬　克己
瑞宝双光章を授ける
高橋喜十郎
山根　幹生
（法務事務官）
小坂　雄三
瑞宝単光章を授ける（各通）
田中　靖記
（京都市消防司令）
瑞宝単光章を授ける（各通）（以上十一月一日）
山下　政徳
瑞宝単光章を授ける（十一月二日）
齋藤　進
瑞宝単光章を授ける（十一月三日）
川村　孝徳　佐竹　保美
谷本　昌行　山本　隆俊
瑞宝単光章を授ける（各通）（以上十月二十八日）
岡　岩繁　加藤　順治　小林　詔
小宮山芳夫　檀浦　栄造　豊田　忠一
瑞宝双光章を授ける（各通）
藤本　克美
瑞宝単光章を授ける（各通）（以上十月二十九日）
泉　悦夫
瑞宝双光章を授ける（十月三十日）
青木　福次　中嶋　壽彦　毛利　一雄
瑞宝双光章を授ける（各通）

褒賞

紺綬褒章

公益のため多額の私財を寄附したので、平成二十九年十一月二十五日、紺綬褒章を授かった者は、次のとおりである。

春田　剛　中嶋美沙子　高木　巧治
武田　孝　畑　保　畑　繁子
小野寺眞悟　谷村　将光　海沼　実
大堀　克己

褒章条例第一条により紺綬褒章を授ける（各通）

紺綬褒章並びに賞杯

公益のため多額の私財を寄附したので、平成二十九年十一月二十五日、紺綬褒章並びに賞杯を授かった者は、次のとおりである。

越戸　軍一　谷崎　一心　本田　康夫

褒章条例第一条により紺綬褒章並びに賞杯を授ける（各通）

紺綬褒章並びに賞状

公益のため多額の私財を寄附したので、平成二十九年十一月二十五日、紺綬褒章並びに賞状を授かった者は、次のとおりである。

株式会社さなる
福島県厚生農業協同組合連合会
東武環境センター株式会社

褒章条例第二条により褒状を授ける（各通）

紺綬褒章飾版

公益のため多額の私財を寄附したので、平成二十九年十一月二十五日、紺綬褒章に付する飾版を授かった者は、次のとおりである。

太田七右衛門　福原　常吉　四方　祥樹
冨田　英揮　高橋　正一

褒章条例第三条第一項により紺綬褒章に付する飾版一個を授ける（各通）

紺綬褒章飾版並びに賞杯

公益のため多額の私財を寄附したので、平成二十九年十一月二十五日、紺綬褒章に付する飾版並びに賞杯を授かった者は、次のとおりである。

塚本レイ子　坂本　精志
坂本　春代　滝　久雄

褒章条例第三条第一項により紺綬褒章に付する飾版一個並びに同第五条により木杯一組台付を授ける（各通）

褒状

公益のため多額の私財を寄附したので、平成二十九年十一月二十五日、褒状を授かった者は、次のとおりである。

故羽田文子遺族　羽田　輝美

褒章条例第六条により褒状を授ける

追賞賜杯

公益のため多額の私財を寄附したので、平成二十九年十一月二十五日、賞杯を授かった者は、次のとおりである。

故鶴岡龍遺族　鶴岡美千代
故家鋪隆仁遺族　家鋪さくら

褒章条例第六条により木杯一組台付を授ける（各通）

追賞褒状

公益のため多額の私財を寄附したので、平成二十九年十一月二十五日、褒状を授かった者は、次のとおりである。

故白戸克行遺族　白戸　玉子

褒章条例第六条により銀杯一個を授ける

賞杯

公同の事務に勤勉したので、平成二十九年十一月二十五日、賞杯を授かった者は、次のとおりである。

故白戸克行遺族　白戸　玉子

褒章条例第六条により銀杯一個を授ける